

8 東彼告示第 8 3 号

下記組織の多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第 7 条第 6 項の規定に基づき公表する。

令和 8 年 7 月 3 0 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

記

- 駄地高峰集落協定
- 中山間中岳集落協定
- 中山間木場集落協定
- 一ツ石上集落協定
- 一ツ石下集落協定
- 別当木場集落協定
- 新井手下流営農集落協定

以上

東彼杵町中山間地域等直接支払交付金実施状況の公表

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第 3 条第 3 項第 2 号に規定する事業について下記のとおり事業認定を行ったので、同法律第 7 条第 6 項の規定により 2 号事業（中山間地域等直接支払交付金）の事業内容について公表を行う。

令和 8 年 7 月 3 0 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

公表事項

1. 事業計画変更認定年月日等

|             |                  |      |
|-------------|------------------|------|
| 事業認定申請年月日   | 令和 8 年 6 月 3 0 日 | 7 集落 |
| 事業認定（変更）年月日 | 令和 8 年 7 月 2 3 日 | 7 集落 |

2. 対象農用地の基準別の面積及び交付額

| 地 目 | 区 分 | 面 積                        | 交付金額           |
|-----|-----|----------------------------|----------------|
| 田   | 急傾斜 | 1, 128, 574 m <sup>2</sup> | 21, 209, 180 円 |
| 畑   | 急傾斜 | 5, 818 m <sup>2</sup>      | 63, 687 円      |
| 草地  | 急傾斜 | 27, 245 m <sup>2</sup>     | 21, 796 円      |
| 加算  |     |                            | 612, 178 円     |
| 合 計 |     | 1, 161, 637 m <sup>2</sup> | 21, 906, 841 円 |

3. 集落協定数 3 1 集落、 個別協定数 —— 協定

4. 各協定への交付額及び実施・取組状況

| 協 定 名     | 交 付 金 額<br>(単位：円) | 農 業 生 産 活 動 等 の<br>実 施 状 況 |
|-----------|-------------------|----------------------------|
| 駄地高峰集落協定  | 866, 342          | ⑤⑪⑫⑯                       |
| 中山間中岳集落協定 | 5, 648, 273       | ④⑤⑪⑫⑳                      |
| 中山間木場集落協定 | 8, 829, 442       | ④⑤⑪⑫⑳                      |
| 一ツ石上集落協定  | 2, 137, 884       | ④⑤⑪⑫⑳                      |
| 一ツ石下集落協定  | 2, 436, 273       | ④⑤⑪⑫⑯                      |
| 別当木場集落    | 302, 383          | ⑤⑪⑫⑯                       |
| 新井手下流営農集落 | 1, 686, 244       | ⑤⑪⑫⑯                       |
| 計         | 21, 906, 841      |                            |

## 【内 訳】

### 1. 農業生産活動等

#### (1) 農用地に関する事項

- ①耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。
- ②既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧、畜産的利用又は林地化を行う。
- ③既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。
- ④農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。
- ⑤協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。
- ⑥限界の農地については、林地化等(そのための買い上げを含む。)を行う。
- ⑦作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。
- ⑧協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手(認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等)を確保する
- ⑨集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。
- ⑩その他(土地改良事業、災害復旧及び地目変換(田から畑等へ)等)

#### (2) 水路・農道等の管理方法

- ⑪水路については、構成員の協力を得て水路清掃及び草刈りを行う。
- ⑫農道については、簡易補修、草刈りを行う。
- ⑬その他

#### (3) 多面的機能を増進する活動

- ⑭農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。
- ⑮棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。
- ⑯景観作物を作付ける。
- ⑰土壌流失防止に配慮して営農を行う。
- ⑱体験民宿を実施する(グリーンツーリズム)。
- ⑲魚類・昆虫類の保護を行う(ビオトープの確保)。
- ⑳冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。
- ㉑粗放の畜産を行う。
- ㉒堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。
- ㉓その他